

県内関係診療・検査医療機関 管理者 殿

茨城県保健福祉部感染症対策課  
一般社団法人 茨城県医師会

## 抗原定性検査キットが不足した医療機関からの緊急的な購入希望に個別に対応する仕組みの整備について

日頃から本県の感染症対策の推進について、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことにつきましては、令和4年2月18日付厚生労働省事務連絡「抗原定性検査キットが不足した医療機関からの緊急的な購入希望に個別に対応する仕組みの整備について」のとおり、今般、地域的な需要の偏り等により、個別の医療機関において通常の方法での抗原定性検査キットの確保が困難となった場合に対応するため、これらの医療機関からの抗原定性検査キットの緊急的な購入希望を個別に厚生労働省が受け付け、医薬品卸売販売業者による供給につなげる仕組みを整備がなされました。

仕組みについては下記のとおりですので、ご活用いただきますようお願いいたします。

### 記

【以下、厚生労働省事務連絡（抜粋）】 ←茨城県医師会ウェブページに事務連絡本体を掲載しております。

#### 1. 対象施設

- 医療機関（歯科医療機関を含む。）
  - ※ 抗原定性検査キットの在庫量が、当該医療機関における1週間当たりの新型コロナウイルス感染症の行政検査の実施実績の過去最大数を下回った医療機関に限ります。

#### 2. 販売する抗原定性検査キット

- 厚生労働省が指定する抗原定性検査キット
  - ※ 特定のメーカー・製品を指定することはできません。
  - ※ 1箱25テスト入りの箱単位でのみの販売となるため、販売数量（テスト数）は25の倍数となりますのでご了承ください。
  - ※ 購入を希望する抗原定性検査キットの数量は、1週間で実施が見込まれる行政検査に必要な数量を上限とし、その端数を切り上げて25の倍数（テスト数）としてください（例えば、1週間で40テストの実施が見込まれる場合は、50テストとしてください）。なお、見込み実施数は、これまでの実績を踏まえて設定していただくようお願いいたします。

#### 3. 申請受付期間

- 令和4年2月18日（金）～同年3月31日（木）

#### 4. 申請方法・購入の流れ

- 下記の厚生労働省のウェブサイトにおいて、購入希望を受け付ける専用フォーム及び手続き等の詳細について掲載しています。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kougen\\_shinsei\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kougen_shinsei_00005.html)
- 購入を希望する際は、専用フォームにて必要事項を入力の上、申請してください。
- 受け付けた申請内容を、厚生労働省から確実に供給可能な地域の医薬品卸売販売業者に回付し、担当する医薬品卸売販売業者から申請医療機関に対して、販売に当たり必要な条件等の連絡がございます。

#### 5. 医療機関からの照会窓口

- 厚生労働省ウェブサイト（上記）の専用フォームから、メールで受け付けます。

#### 6. 留意事項

- キットの購入は有償です。
- 行政検査の実施に支障を来す恐れがある場合に必要な量を国に申請いただくものとし、備蓄等を目的とした申請は行わないでください。
- 本仕組みにより医療機関が購入した検査キットについては、医薬品卸売販売業者への返品はできませんので、あらかじめご了承ください。
- 医療機関と医薬品卸売販売業者との間における販売条件等については、双方で協議を行っていただき、国は関与しないものといたします。
- 追加の緊急的な購入を希望する場合には、あらかじめ厚生労働省のウェブサイト（上記）の専用フォームにて必要事項を入力の上、申請してください。